

桐生市電子地域通貨「桐ペイ」加盟店募集要項

■ 事業目的

桐生市では、電子地域通貨「桐ペイ」でのお買い物ができる加盟店を募集しています。
加盟や決済に係る手数料や、精算時の負担は一切ありませんので、申請について是非ご検討ください。

■ 加盟店の募集について

受 付 期 間	随時受付中
加 盟 要 件	以下の全てを満たす事業者。ただし、市長が必要と認める場合は除く。 ■ 桐生市内に店舗、事業所等を有する事業者 ■ 風営法第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める事業者でないこと ■ 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと ■ 桐生市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの
申 請 方 法	加盟店規約及び本要項の内容に同意のうえ、電子申請又は申請書の提出にて申請してください。 ※複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請してください。 ※複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申請はできません。 ■ 電子申請 右の二次元コードから必要項目を入力ください。 ■ 申請書 郵送・メール・FAX で下記宛に提出してください。 申請書は、市ホームページや、市役所 3 階 DX 推進室で入手できます。 【宛先】〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1 桐生市総務部 DX 推進室 メールアドレス：dx-suishin@city.kiryu.lg.jp FAX：0277-46-2705
加 盟 手 数 料	当面の間、無料。 ※通信に係る費用等は各自でご負担いただきます。
登 録 区 分	■ 店舗によって「大型店」又は「一般店」に区分して登録いたします。 ※大型店は、大規模小売店舗立地法に基づく「店舗面積が 1,000 ㎡を超える小売店」が該当します。 ■ 経済対策など、大型店を除く加盟店でのみ、利用可能なポイントを発行する場合があります。
備 考	その他、注意事項参照。



■ 桐生市電子地域通貨の概要

名 称	桐ペイ（キリペイ）
発 行 主 体	桐生市
単 位	ポイント（1 ポイント＝1 円で換算）
取 得 方 法	指定場所での現金チャージや各種キャンペーンへの参加等により付与されます。
使 用 媒 体	以下のどちらか一方のみ。 ■ スマホアプリ 取得方法 ➡ App Store 又は Google Play でダウンロードする。 決済方法 ➡ 利用者が加盟店店頭の二次元コードを読み取り、決済する。 ■ 二次元コード付き専用カード 取得方法 ➡ 市に交付申請書を提出する。 決済方法 ➡ 加盟店が利用者の専用カードの二次元コードを読み取り、決済する。
備 考	本事業は、株式会社トラストバンクの提供する地域通貨システム（chiica（チーカ））を活用します。

■ 桐ペイの決済

加盟店において、以下のいずれかの決済方法を選択してください。

■ 紙の二次元コードの設置と加盟店アプリの併用（推奨）

決済手順	留意事項
■ 店舗が掲示する二次元コードを、利用客がスマホアプリで読み取り決済する。 ■ 利用客が提示したスマホアプリや専用カードの二次元コードを店舗が読み取り決済する。	■ 決済にお手持ちのスマホやタブレットを使用します。 ■ 専用カード利用者の決済にも対応できるため、幅広い利用客が見込めます。

■ 紙の二次元コードの設置のみ

決済手順	留意事項
■ 店舗が掲示する二次元コードを、利用客がスマホアプリで読み取り決済する。	■ 決済にスマホやタブレット不要。 ■ 専用カード利用者の決済には対応不可。

■ 桐ペイの精算（換金）

精 算 方 法	決済履歴に基づき、指定口座に自動振込み
振 込 日	毎月第2・第4金曜日（前々週の金曜日締め） ※土日祝日や年末年始を挟む場合などは、上記スケジュールと異なる場合があります。

■ 注意事項（必読）

- 桐ペイは以下のものに使用できません。
 - 不動産、金融商品、たばこ、商品券・プリペイドカード・切手・印紙等の換金性の高いもの
 - 公共料金等(税・電気・ガス・水道等)の支払い
 - 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
 - 風俗関連特殊営業に係わるもの
 - 特定の宗教・政治団体と関わるもの
 - 各加盟店が指定するもの
 - その他、支払いに桐生市が適当と認めないもの
- 桐ペイは、加盟店における物品の商品又はサービスの提供等の取引において利用可能です。
- 桐ペイは現金と交換することはできません。
- 加盟店又はその関係者が、桐ペイを商品又はサービスの提供等の取引を行わずに換金する行為は禁止です。
- 代金の不足分は現金等の別の手段を併用して利用者にご請求ください。
- 桐ペイが使用できない商品のほか、加盟店が独自に桐ペイの利用対象外となる商品等を定める場合は、店内に明示する等、あらかじめ利用者が認識できるようにしてください。
- 加盟店独自の割引企画との併用不可や、桐ペイ使用上限額等を定める場合は、店内に明示する等、あらかじめ利用者が認識できるようにしてください。
- 桐ペイの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、桐生市は責を負いかねます。
- 加盟店の認定を受けた場合、市からマニュアルやポスター等の販促物を送付します。
- ポスター等は加盟店であることが利用者に明確になるよう分かりやすい場所に掲示してください。
- 加盟店の店舗情報は、スマホアプリ、チラシ、市ホームページに掲載します。
- 募集要項や加盟店規約に違反する行為が認められた場合は、精算の拒否や加盟店の登録を取消す場合があります。違反行為により損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。
- 募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項については、桐生市がその都度対応を決定するものとします。また、桐生市の方針等により本要項の内容が変更となる可能性があります。

お問い合わせ

桐生市 DX 推進室桐ペイ推進応援担当 ※平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(土日祝・年末年始を除く)
 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1 メールアドレス：dx-suishin@city.kiryu.lg.jp
 Tel：0277-32-4196 FAX：0277-46-2705